

自動車賃貸借契約書（案）

借受人（甲）：島根県松江市殿町 8－3
島根県市町村総合事務組合
管理者 飯塚 俊之

貸渡人（乙）：

上記の者は、以下のとおり契約を締結し、その証としてこの契約書を 2 通作成し、甲、乙両者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

（賃貸借契約）

第 1 条 乙は、次条以下に定めるところにより、甲に「島根県市町村総合事務組合公用車のリース（借り上げ）仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める自動車（以下「自動車」という。）を貸渡し、甲はこれを借受けるものとする。

（賃貸借期間）

第 2 条 賃貸借の期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までとする。

（賃貸借料）

第 3 条 賃借料は、月額〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇, 〇〇〇円）を乙に支払う。なお、賃貸借期間中に消費税及び地方消費税の税率が変更された場合、甲は、変更後の税率による消費税額及び地方消費税額を乙に支払わなければならない。

2 賃貸借期間に 1 月未満の端数があるときは、賃借料は日割計算により算出した金額とする。

3 第 1 項の賃借料は、甲が乙から適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払わなければならない。

（遅延利息）

第 4 条 甲は、正当な理由によらないで賃借料を第 3 条第 3 項による指定された期日までに支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、その未払額について年 3.0 パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき

定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率）で計算して得た金額に相当する遅延利息を乙に支払わなければならない。

（自動車の引渡し）

第5条 自動車の引渡しは、自動車登録の完了の後、取引上相当の期間内に仕様書に記載の納車場所で行うものとする。

2 甲は、自動車の引渡しを受けた後、10日以内にこれを点検し、瑕疵のないことを確認するものとする。

3 甲は、自動車の設計、材質、製造上の瑕疵、その他不具合があった場合には、前項の期間内に乙に書面で通知するものとする。なお、甲がこの通知を怠ったときは、自動車は完全な状態で引き渡されたものとみなす。

4 乙は仕様書に即した車両を納入する。ただし、納入の期日に間に合わない場合、同等の性能を有する代車を手配するものとする。

5 乙は前項により代車手配入した場合、すみやかに仕様書に即した車両を納入することに努めるものとする。

6 代車使用期間中の事故・盗難・故障・破損・汚損により車両の修理・清掃が必要となる場合、甲は乙の定めるところにより、営業補償費を負担するものとする。

（自動車の瑕疵）

第6条 自動車に前条第3項の瑕疵または隠れた瑕疵があった場合は、乙の責任において、自動車の保証書に従って、自動車の製造者または販売者から担保責任の履行を受けるものとする。

（自動車の使用、保管）

第7条 甲は、自動車を使用するにあたっては、法令及び諸規則に従って、日常点検整備を行い安全運転に努めるものとする。

2 甲は、自動車を仕様書に記載の納車場所の位置で保管するものとし、乙の書面による事前の承諾を得なければ、その変更はできないものとする。

3 甲は、甲の責任で甲及び甲と貸出協定を締結する団体の職員など特定の者に自動車を使用、保管等をさせることができるものとする。この場合、甲は、当該使用者にこの契約の各条項を承認させ、遵守させるものとする。

4 甲は、乙が自動車の保管、使用状況を調査するため保管場所への立入または説明・資料の提出等を求めたときは、これに協力し、また乙が求めたときはいつでも自動車の所在を明らかにし、乙に自動車を確認させるものとする。

（原状の変更）

第8条 甲は、乙の書面による承諾を得なければ、自動車の改造、模様替、規格、性能、仕様の変更、他の物件を取り付ける等の行為はできないものとする。

- 2 前項の場合（承諾を得ない場合も含む。）、乙の要求があったときは、甲は無償でその効果を乙に帰属させるものとする。

（譲渡禁止、権利保全）

第9条 甲は、自動車またはこの契約上の地位を他に譲渡したり、第7条（自動車の使用、保管）第3項に定める場合を除き、自動車を第三者に使用させたり、その他乙の権利を侵害するような一切の行為をしてはならない。

- 2 甲は、自動車について第三者から侵害がないように保全するとともに、もしそのような事態が発生したときは、直ちに乙に通知し、かつ速やかにその事態を解消させなければならない。

- 3 乙がその権利を保全するため必要な措置を取ったときは、甲は乙の支払った一切の費用を負担しなければならない。

- 4 甲は、自動車の占有を侵奪されたときには、直ちに乙に通知し、乙とともに紛失届または盗難届を所轄の警察署に提出しなければならない。

（契約の内容変更）

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

- 2 前項の規定により契約金額を変更するときは、甲乙協議して定める。

（協議解除）

第11条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（予算の減額又は削除に伴う契約の解除）

第12条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

（点検、保守、整備）

第13条 第2章により乙がメンテナンスを行う場合を除き、自動車の点検、保守、整備等はすべて甲が甲の責任と費用負担により行うものとする。

（事故処理）

第14条 甲は自動車に事故が発生したときは、速やかに乙に報告し、必要に応じて乙の定める内容に従って事故報告書を乙に提出しなければならない。

- 2 自動車が事故により損傷した場合は、甲は遅滞なく乙指定の整備工場に搬入して、甲の負担により自動車を修理しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、あらかじめ乙の承諾を得て、最寄りの整備工場に修理を依頼

することができるものとする。

(賠償責任)

第15条 甲は、自動車または提供を受けた代車の使用、保管等に起因して第三者に損害を与えたとき、または第三者との間で紛争が生じたときは、自己の責任と負担によってこれを賠償し、または解決するものとする。

(自動車の滅失・毀損・契約の終了)

第16条 自動車の返還までに生じた自動車の滅失・毀損等についてのすべての危険は甲が負担するものとする。ただし、通常の減耗、損耗はこの限りではない。

2 自動車が滅失（修理不能を含む）し、または甲がその占有を失ったときは、甲は、乙所定の規定損失金から仕様書に記載された乙負担の費用のうち未発生相当額を差し引いた金員を損害金として乙に支払わなければならない。

3 前項の場合、甲が支払うべき金員の支払完了と同時に、この契約は終了する。この場合、乙は自動車を廃棄、登録抹消する。

4 乙が車両保険金の支払いを受けたとき、または保険料その他の返還を受けたときは、乙の受領金額の限度で、甲は第2項の支払義務を免除されるものとする。なお、乙が車両保険金の支払いを受けたときは、自動車の所有権は保険会社に移転しなければならない。

(保険)

第17条 乙は、自動車に自動車損害賠償責任保険を付さなければならない。

2 前項の保険契約により補填されない損害（保険適用外、保険金額超過、保険免責等の損害）については、甲の負担とし、乙は責任を負わないものとする。

(重要事項の通知)

第18条 甲は、住所、組織に重要な変更があったときは、直ちに乙に通知するものとする。

(契約の解除)

第19条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約の全部又は一部解除することができる。

2 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第6号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているときは、甲は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(自動車の返還)

第20条 賃貸借期間が満了した場合、または前条第1項により自動車を乙に返還する場合は、甲は乙の指示に従ってその返還をしなければならない。

- 2 自動車が返還された場合、自動車もしくはその付属品に改造・模様替等による価値の減少があったときは、甲はその損害を賠償しなければならない。
- 3 甲が自動車の返還を怠った場合は、乙は自動車の所在場所から平穩に引上げることができるものとし、甲は何等の異議も述べないものとする。
- 4 甲が自動車の返還を遅滞した場合は、甲は乙に対し返還期日の翌日から返還完了時まで月額賃貸借料の 2.5%相当額を 1 日当りの損害金として支払わなければならない。

(メンテナンス等サービス)

第 21 条 乙は、賃貸借期間中、自動車について、仕様書記載のメンテナンス等を行うものとする。ただし、次の事項は対象外とする。

- (1) 甲が法令で定められた日常点検整備を怠ったことに起因する修理。
 - (2) 甲の故意もしくは重大な過失に起因する修理。
 - (3) 乙もしくは乙指定の整備工場の了解を得ず、他の整備工場等において独自で行った整備。
- 2 メンテナンス等は乙指定の整備工場が実施するものとし、甲は、メンテナンス等を受ける場合は、事前に当該整備工場に連絡のうえ、その指示に従わなければならない。

また、乙は、必要に応じて、甲にメンテナンス等についての指示をすることができるものとする。

- 3 メンテナンス等に係る基準は乙が別途定めるものとする。なお、乙は、道路運送車両法の整備基準の変更、その他必要に応じて、メンテナンス等に係る基準を変更することができるものとする。

(メンテナンス等サービス費用の負担)

第 22 条 乙は、前条のメンテナンス等サービスに係る費用を負担するものとする。
(代車提供)

第 23 条 メンテナンスのうちの代車提供とは、メンテナンスである法定点検整備、継続検査整備または故障修理を実施するにあたり 48 時間以上を要すると見込まれる場合に、甲からの要求に基づき乙の選定した代車を提供することをいう。

- 2 前項にかかわらず、次の場合は、乙は代車を提供しないこととする。
- (1) 盗難の場合。
 - (2) 被害事故で相手当事者より代車提供される場合。
 - (3) 走行上支障のない箇所の修理で、修理に必要な部分の入庫を待つ場合。

(契約保証金)

第 24 条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除するものとする。

(甲の権利の譲渡禁止等)

第 23 条 甲は、この契約の権利を第三者に譲渡できないものとする。

2 甲のこの契約によるすべての金銭の支払債務は、乙またはその承継人に対する債権をもって相殺することはできないものとする。

(乙の権利の移転の禁止)

第 25 条 乙は、この契約に基づく権利の全部または一部を金融機関に対して譲渡・質入し、または自動車に抵当権を設定することができないものとする。

(裁判管轄)

第 26 条 甲、乙は、この契約に関するすべての紛争は、訴額のいかんに関わらず松江地方裁判所および松江簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(契約情報の開示)

第 27 条 乙は、島根県市町村総合事務組合情報公開条例に基づき情報開示請求があった場合、この契約の名称、契約価格並びに乙の氏名及び住所等が開示されることに同意するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第 28 条 甲及び乙は、この契約により取得する個人情報について、この契約の履行のために利用する以外使用若しくは第三者への提供をしてはならない。

(契約の費用)

第 29 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(規定外事項)

第 30 条 この契約に定めのない事項、またはこの契約に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議してこれを定める。